

五所川原市下水道条例 抜粋 (排水設備工事業者指定申請)

(指定排水設備工事業者)

第5条 排水設備等の新設等の工事(管理者の定める軽微な工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定排水設備工事業者」という。)でなければ、行ってはならない。

- 2 前項の指定排水設備工事業者が排水設備等の工事を実施しようとするときは、前条の規定により確認された内容に従い行わなければならない。
- 3 第1項の指定の有効期間は、指定を受けた日から3年以内とする。
- 4 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定を受けようとするときは、その満了の日の1箇月前までに、管理者の定めるところにより、管理者に申請書を提出しなければならない。
- 5 次条の規定は、前項の申請について準用する。

(指定の申請等)

第5条の2 指定排水設備工事業者の指定を受けようとする者は、管理者の定める申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 次に掲げる区分に従い、次に定める書類

ア 個人の場合 住民票記載事項証明書、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)の写し及び経歴書並びに次条第4号ア及びイに該当しないことを証する書類

イ 法人の場合 登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し、代表者に関するアに定める書類及び次条第4号オに該当しないことを証する書類

- (2) 選任する排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)及び排水設備工事配管工(以下「配管工」という。)の名簿並びに雇用関係を証する書類
- (3) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)において選任することとなる責任技術者及び配管工の氏名並びに他の営業所の責任技術者及び配管工を兼任している場合はその兼務状況
- (4) 前号の責任技術者等の資格を証する書類の写し
- (5) 職員の名簿

- (6) 営業所の所在地付近見取図
- (7) 工事の施工に必要な設備及び機械器具を有することを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

3 管理者は、前2項に規定する申請書及び添付書類が適当であると認めるときは、第5条第1項の指定を行う。

4 管理者は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告する。

(指定の要件)

第5条の3 指定排水設備工事業者は、次に掲げる要件に適合する者でなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

- (1) 営業所ごとに第5条の4第1項に規定する責任技術者及び同条第2項に規定する配管工の登録を受けている者のうちから、責任技術者にあつては1人以上を、配管工（同条第1項に規定する責任技術者を含む。）にあつては2人以上を選任していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 県内に営業所を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 第5条の10第1項の規定により指定を取り消された日から2年を経過していない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(手数料)

第58条 管理者は、第5条の2に規定する指定排水設備工事業者の指定を受けようとする者から申請があつたとき又は第6条第1項に規定する排水設備等の工事の検査を受けようとする者から申請があつたときは、次に定めるところにより手数料を徴収する。

- (1) 指定排水設備工事業者審査手数料 1件につき9,000円
- (2) 工事検査手数料 1件につき3,000円